民主党は「ノンアスペスト社会」をつくる

~ アスベスト対策に関する政策提言・中間とりまとめ~

厚生労働ネクスト大臣 仙谷 由人 アスベスト対策作業チーム座長 五島 正規

1.総合的対策の必要性と民主党の姿勢

アスベスト(石綿)による健康被害は国民の生命にかかわるきわめて重要な問題である。国民の健康と安全を守り、環境汚染を防止するためにも、緊急かつ迅速な対応が必要であり、アスベストによる健康被害に対する補償にとどまらない総合的対策の確立が急務である。

しかしながら、これまでの政府の対応は各省庁が縦割りかつバラバラに施策を打ち出したにすぎず、国民に積極的に情報を開示し、意見を求め、問題を共有するという姿勢に欠けていた。これでは不作為を超えて無策無責任体制といわれても仕方がない。アスベストは使用状況が広範に及んでおり、今後の処理方法がずさんであれば、被害はさらに拡大する可能性がある。その対策は過去の行政責任、健康被害対策、既存アスベスト対策を含め、法律に基づいた総合的かつ一体的な内容でなければならない。

そこで民主党は、アスベストによる健康被害がわが国の深刻な社会問題となっていることに対して、その第一歩として、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、国民とともに一体となってアスベスト対策に総合的に取り組むための基本的枠組みを定める「アスベスト総合対策推進法案」を政府にさきがけて今国会に提出した。

同時に、以下の政策提言の実現に向けて、アスベストによる健康被害者とその家族、NPO 団体、医療関係者、弁護士等専門家、労働組合、経済団体、地方自治体等から幅広く意見を聞き、連携しながら、「ノンアスベスト社会」に向けた取り組みを率先して進める。

2.基本的な取り組み

アスベスト対策の総合的推進法の制定と推進体制の整備

アスベストに関する施策は多くの省庁にかかわる問題であり、総合的に 取り組むためには、基本法的な性格をもつ「アスベスト対策推進法」が必 要である。推進法では、国、地方自治体、事業者の責務を規定するととも に、整合性と一貫性をもったアスベスト対策推進のための基本方針の策定 並びに国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策について定める。

また、基本方針の策定・実施のため、内閣総理大臣を長とする「アスベスト対策会議」(仮称)を設置し、同会議は重要事項の決定にあたって「アスベスト対策委員会」(仮称)に諮問することとする。アスベスト対策委員会はアスベストによる健康被害を受けた者及びその遺族、労働者、NPO、事業者、学識経験者、行政関係者の代表により構成し、必要な調査、検証、政策提言等を実施する。

アスベストの早期全面禁止

遅くとも 2007 年度までに「アスベスト等」(ここではアスベスト及びアスベストを含有する製品等を指すこととする)の輸入・製造・販売・輸出・譲渡・提供・新たな使用等を全面的に禁止する。全面禁止にあたっては、代替化等が不可能な例外製品のみをリスト化するポジティブ・リスト方式を採用する。同時に代替品の開発を国際協力のもと早急に進め、代替化等の対策を講ずる場合には中小企業等に配慮する。

アスベスト対策基金の創設

「アスベスト対策基金」(仮称)を創設し、アスベストの健康被害への適切な補償(通院にかかる経費を含む)対策等に充てる。この基金に必要な財源は、アスベスト等を輸入、製造、販売または使用した事業者及び国が負担する。負担額の算出に際しては、事業者ごとの使用量と危険性の程度等を考慮する。また、負担に際しては自営業者、零細事業者等に配慮する。

健康被害対策

(1)被害者への補償

アスベストによる健康被害を受けた者及びその遺族からの労 災補償請求については、時効が過ぎても保険給付の請求を可 能とする。

環境曝露、家族曝露、補償制度のない職業曝露等、労災補償の対象とならないアスベストによる健康被害を受けた者及びその遺族に対して、労災補償に準じた補償を行うため、「アスベスト健康被害補償制度」(仮称)を創設する。

中皮腫患者については、アスベスト曝露を原因とするものでないことが明らかな場合を除き、労災補償制度もしくは「アスベスト健康被害補償制度」において補償する。

中皮腫以外のアスベストによる健康被害、例えばアスベスト を原因とする肺ガンに対して、労災補償における対象疾病及 び認定基準の見直しを行う。アスベスト健康被害補償制度においても、労災補償に準じた取扱いを行う。

アスベストによる健康被害について、補償基準、判定等を一元的に行う体制を整備する。

(2)健康管理

労働安全衛生法に基づく離・退職後の健康管理を目的とした 健康管理手帳について、アスベスト等の製造・取扱い等を行った作業者については、対象者の拡大、交付手続きの簡素化、 健診可能な医療機関の拡大等について改善を行う。

健康管理手帳の対象とならないアスベスト曝露者(住民、退職者、卒業生等)に対する健康管理制度を創設する。

中皮腫登録制度を設け、個人情報の保護に留意しつつ中皮腫患者の情報を一元的に集約、分析、評価を行い、公表するとともに、早期発見、早期治療、発生源の特定、健康被害の将来予測、予防対策等に活用する。中皮腫以外のアスベスト疾患者の健康管理に関する情報についても、中皮腫登録制度の活用も含め、速やかに一元的に集約する。

アスベストによる健康被害の診断・治療及び疫学研究等に関する調査研究計画を策定し、それに基づいた早期診断、新薬の開発含め治療方法の確立等を国際的な協力も含め積極的に進める。アスベスト検診や診療を専門的に特化して行う拠点として労災病院や厚生年金病院等を指定し、全国各地に展開する。アスベストに関する診断・治療、補償制度に関する最新の情報を医療関係者や医療機関等に周知・徹底するため、研修・教育制度を充実する。アスベストによる健康被害が疑われる疾病に関するカルテ等医学資料、記録等の保存を義務付ける。

アスベスト曝露についての国民の様ざまな不安や疑問に応えるための相談体制を確立する。特に健康被害を発症した者やその家族に対するこころのケアも含めた相談体制を NPO との連携を図りつつ充実する。同時にアスベストに限らず粉じん吸引による健康被害や環境汚染の可能性についての教育、啓発を充実する。

既存アスベスト対策

(1)アスベスト等に関する情報収集と開示

アスベスト等を輸入・製造・販売・輸出・使用等をしていた 事業者及び事業所にかかる情報を収集・把握し、データベー ス化して公表し、常に情報の正確性・総合性を検証・更新し、 保存する。 労災補償制度による補償対象となった労働者を出した事業所 等についての情報を収集・把握し、データベース化して公表 し、常に情報の正確性・総合性を検証・更新し、保存する。 現在使用されているアスベスト等の在庫品、建築物・設備、 廃棄物処分場、アスベスト鉱山、アスベストを含有する土地 等アスベスト等の所在・量・状態等に関して、調査・把握し、 公表し、保存する。一定規模以上の建築物等の所有者及び事 業所にも情報公開を求め、不明な場合はアスベスト等として 取り扱う。

アスベスト等が使用されている建物・設備等を賃貸または販売する際、当該アスベスト等の把握・管理・除去・廃棄等に関する情報開示を義務付ける。

(2)既存アスベスト等対策の推進体制の整備

特に青石綿、茶石綿及びそれらを 0 . 1%以上含む製品等やそれ以外でも飛散性の高いもの(吹き付け、保温材、耐火被覆材、断熱材等)についての対策を優先する。国、地方自治体、事業者、所有者一体となった対策を講ずるため、管理、除去、廃棄について厳格かつわかりやすい推進計画を策定し、関係諸法令や関係省庁による諸施策の整合性を確保する。アスベスト粉じんの濃度レベルについて統一的基準を定め、見直しを随時行う。また、アスベストの的確な濃度測定及び含有率検査の精度向上のための体制を強化する。食品衛生法の規定にならい、国又は地方自治体による一定規模以上の建築物等への立ち入り検査を可能とする。また、労働局等による事業場等への立ち入り検査の実施を強化する。

(3)アスベスト等在庫品の廃棄

アスベスト等の在庫品として保有されているアスベスト等の使用を直ちに禁止し、適切な廃棄計画のもと、無害化して安全に処分し、そのためのチェック体制を整える。アスベスト等が海外で処分・投棄されたり、アスベスト等を含む完成品が新たに輸入されないようチェック体制を強化する。

(4)建築物・設備等の既存アスベスト等に関する施策

建築物・設備等に使用されたアスベスト等の封じ込め、除去等において、アスベストが排出、飛散しないよう、かつ作業従事者等がアスベストに曝露しないための明確かつわかりやすい作業基準等を定める。特に学校、病院、官公庁その他多数の人が利用する施設に使用されたアスベスト等の封じ込め、除去等を徹底する。学校等公共施設における作業においては、作業時の代替施設使用について便宜を図り、飛散防止や騒音など教育環境に配慮する。

アスベスト等を使用した建築物・設備等の改修・解体工事における安全対策を一層強化し、除去・廃棄に関連する作業を行う事業者の認可、そこで働く事業者及び労働者に必要な教育・訓練の受講、改修・解体工事の事前届出等を義務付ける。アスベスト等の除去・廃棄等の作業に際しては、当該建築物・設備等の所有者及び使用する事業者に、居住者、関係する労働者、利用者、在校生、周辺住民等に対する説明・情報提供等を義務付ける。

集合住宅を含め個人の住居等建築物の改修・解体の際のアスベスト等の除去・廃棄等に際しては、当該作業基準に基づいた撤去を行う場合、必要な支援措置を講ずる。

地震・火災等災害時におけるアスベスト等を使用した既存の 建築物・設備等からの飛散防止、安全対策のため、防災計画 において明確かつわかりやすい基準等を定め、所在地等につ いて情報を公開する。

(5)アスベスト等廃棄物に関する施策

アスベスト等廃棄物の再利用を原則禁止する。

アスベスト等廃棄物(飛散性廃棄物と非飛散性廃棄物)の適切な処理について計画的・段階的除去プログラムを策定し、 廃棄されたアスベスト等の追跡管理も含め、チェック体制を 強化する。必要な場合、国や地方自治体がアスベスト等廃棄 物の処理作業の中止ないし是正を命じることができるように する。

廃棄物処理における建築物解体業者等の事業者と廃棄物処理 業者の連携を定め、情報公開を徹底する。

アスベストの安全処理、アスベスト廃棄物の減量化を図るため、アスベスト等廃棄物の溶解処理施設の整備、無害化処理 等について調査研究を推進する。

3.今後の対応

民主党の「アスベスト対策推進法案」及び本政策提言を踏まえ、総合的かつ一体的なアスベスト対策の推進のため、関係諸法令の修正、整備の必要性について総点検を行い、次期通常国会に必要な法案等の提起を目指す。